

令和7年度保育士等キャリアアップ研修【障がい児保育】 開催要項

1. 目的

障がい児保育に関する理解を深め、適切な障がい児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障がい児保育を行う力を養い、他の保育士等に障がい児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。

2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

会場	期日 ※3日間	場所	定員
松江	7月15日（火）～17日（木）	松江合同庁舎「講堂」 （松江市東津田町 1741-1）	100名
浜田	8月25日（月）～27日（水）	いわみーる「401 研修室」 （浜田市野原町 1826-1）	40名
出雲	9月24日（水）～26日（金）	パルメイト出雲「パルメイトホール」 （出雲市今市町 2065）	60名

4. 受講対象者・受講要件

経験年数が概ね3年以上の保育士（園長・主任保育士を除く）。

※上記に該当しない方でもお申し込みは可能ですが、定員を超過した場合は、受講者数を参加対象になっている方から優先順に制限いたします（①経験年数が長い方、②1施設あたり1名、③先着順）。

受講申込の状況は人材センターホームページ、または研修受講サポートシステム上にて（受付中、受付終了など）ご案内いたしますので、適宜ご確認をお願いいたします。

5. 申込方法・受講決定・受講料等

（1）申込期間

令和7年4月14日（月）～5月19日（月） 13時までに申し込んでください。

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎてからの受講申込は受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』に個人の情報を入力されるときは、生年月日、保育士登録番号、氏名等お間違いのないよう十分にご確認ください。
- 『研修受講サポートシステム』の申込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」または「不可」となった方は島根県福祉人材センターまでお問合せください。

（2）受講決定

- ① 『研修受講サポートシステム』の申込み後、受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。申込み期間終了後1週間程度で「受講決定通知書」を郵送します。
- ② 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる手数料はご負担頂きます。

（3）受講料等

受講料 ひとり3,000円（消費税非課税）

※「受講決定通知」にあわせて「受講料請求書」を送付します。所定の方法により受講料のご入金をお願いいたします。

6.「研修受講シート」について

本研修では、「研修受講シート」を作成して頂き、研修前と研修後にご提出いただけます。

研修終了後「研修受講シート」の提出を確認した後に修了認定を行いますので、記入の上（上司のコメント含む）期限を厳守して提出してください。

なお、「研修受講シート」は受講決定の際にお送りいたします。提出方法および期限については、別途お知らせします。

7.修了認定について

①本研修会は、保育士等（民間）処遇改善におけるキャリアアップ研修の「障がい児保育」の分野に該当します。

各会場が終了した時点で、全日程を修了した方の名簿（修了者名簿）を作成し、島根県に報告します。

修了が認定された方には後日修了証を交付・発送します。

②全科目の履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・中抜け等は原則として認められません。

確実な受講ができるよう、スケジュール等について各自調整をお願いします。

③全研修の日程終了後、概ね1カ月程度で修了証書の発行をいたします。

※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

8.会場アクセス

松江会場： 松江合同庁舎 （松江市東津田町 1741-1）

【バス】JR 松江駅 1 番乗場 南循環線外回り乗車⇒県合同庁舎前下車（約 15 分）

浜田会場： いわみーる「401 研修室」（浜田市野原町 1826-1）

【バス】JR 浜田駅より 大学線乗車⇒いわみーる下車（10 分）

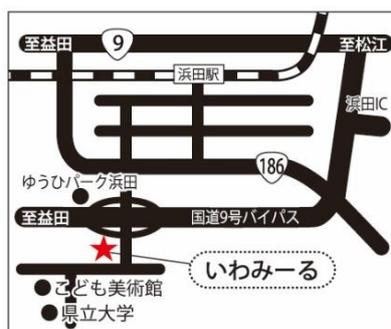
出雲会場： パルメイト出雲「パルメイトホール」（出雲市今市町 2065）

【徒歩】JR 出雲市駅より徒歩 2 分

«松江会場»



«浜田会場»



«出雲会場»



9.お問合せ

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当：上谷・三神

TEL：0852-32-5975 FAX：0852-32-56-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿、名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規定」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

令和7年度 保育士等キャリアアップ研修【障がい児保育】

【日程・内容・講師】

浜田会場		松江・出雲会場	
【1日目】 8/25 (月)	13:00～13:25 受付 13:25～13:30 開講、オリエンテーション 13:30～16:30 I.「障がいの理解」 【講師】 島根大学大学院 特任教授 原 広治氏 アンケート入力	【1日目】 7/15 (火) (松江) 9/24 (水) (出雲)	13:00～13:25 受付 13:25～13:30 開講、オリエンテーション 13:30～16:30 I.「障がいの理解」 【講師】 島根大学大学院 特任教授 原 広治氏 アンケート入力
【2日目】 8/26 (火)	9:30～12:30 II.「障がい児の発達の援助」 【講師】 島根大学大学院 特任教授 原 広治氏 13:30～16:30 III.「障がい児保育の環境」 IV.「家庭および関係機関との連携」 【講師】 島根大学大学院 特任教授 原 広治氏 アンケート入力	【2日目】 7/16 (水) (松江) 9/25 (木) (出雲)	9:30～12:30 II.「障がい児の発達の援助」 【講師】 島根大学大学院 特任教授 原 広治氏 13:30～15:30 III.「障がい児の発達の援助」 (「愛着障がい」および「医療的ケア児」の理解と援助) 【講師】 島根大学医学部 特任教授 稲垣 卓司氏 15:30～16:30 IV.「障がい児保育の環境」 【講師】 島根大学大学院 特任教授 原 広治氏 アンケート入力
【3日目】 8/27 (水)	9:30～11:30 V.「障がい児の発達の援助」 (「愛着障がい」および「医療的ケア児」の理解と援助) 【講師】 島根大学医学部 特任教授 稲垣 卓司氏 11:30～12:30 VI.「障がい児保育の指導計画・記録および評価Ⅰ」 【講師】 出雲市立直江保育所 所長 江角 祥子氏 13:30～15:30 VII.「障がい児保育の指導計画・記録および評価Ⅱ」 【講師】 出雲市立直江保育所 所長 江角 祥子氏 15:30～16:30 VIII.まとめ・質疑応答 振り返り・アンケート入力	【3日目】 7/17 (木) (松江) 9/26 (金) (出雲)	9:30～11:30 V.「家庭および関係機関との連携」 【講師】 島根大学大学院 特任教授 原 広治氏 11:30～12:30 VI.「障がい児保育の指導計画・記録および評価Ⅰ」 【講師】 出雲市立直江保育所 所長 江角 祥子氏 13:30～15:30 VII.「障がい児保育の指導計画・記録および評価Ⅱ」 【講師】 出雲市立直江保育所 所長 江角 祥子氏 15:30～16:30 VIII.まとめ・質疑応答 振り返り・アンケート入力

研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について

1. 受講状況の確認及び修了証書の発行について

- (1) 各科目の終了後に「出席簿」にフルネームでサインをお願いします。この出席簿へのサインにより、受講状況の確認をしますので、忘れないようご注意ください。なお、1科目でも欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は修了証書を発行できません。
- (2) 本研修は、皆様ご存じのとおり、障がい児保育に関する理解を深め、適切な障がい児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障がい児保育を行う力を養い、他の保育士等に障がい児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身につけるための重要な研修です。
そのため、研修受講態度が著しく不良であると認められた場合（※①～⑥）や、研修内容を明らかに理解していないと判断された場合は、修了証書の発行を行わない可能性がありますので予めご了承ください。
(研修の全日程を終了している場合でも、研修修了者と認めない場合があります。)
 - ① 遅刻や早退等で研修の全日程を受講できない場合
 - ② 事前課題が適切に実施されていないと判断された場合
 - ③ 研修に参加するものとして好ましくない行為（携帯電話の過度な使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、内職や居眠り等）
 - ④ 他の受講者や研修会場に迷惑をかける行為
 - ⑤ 研修の円滑な実施を妨げる行為（演習等での消極的な態度や他の受講者との非協力的な姿勢（グループワーク等において消極的な態度も含む））
 - ⑥ その他、講師やファシリテーター、事務局からの注意を受けても受講態度が改善されない場合以上の注意事項に心掛け、研修の受講者としてふさわしい姿勢やマナーをもって、誠意ある態度で研修に臨んでいただきますようお願いいたします。
- (3) 緊急かつやむを得ない事情による場合は、島根県と協議のうえ決定します。

2. その他

- (1) 昼食は各自でご用意ください。
- (2) 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- (3) 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- (4) 研修中は、携帯電話はマナーモードにし、緊急時以外の使用はお控えください。
- (5) 研修中のパソコンやタブレットの使用は、研修に関係のない行為であるかどうかの判断に影響するため、使用は認めません。
- (6) 研修内容の録音・録画及び研修会場の許可されていないものの撮影は、一切禁止とさせていただきます。
- (7) 研修受講にあたって配慮が必要な方は、申込時にご相談ください。
- (8) 受講者の健康状態によっては、研修参加をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- (9) マスクの着用は個人の判断を基準とします。
- (10) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録したファックス番号宛（勤務先等）に一齐にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
なお、研修当日の急な悪天候、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

上記内容をご了承のうえ、研修申込みをしていただきますようお願いいたします。